

## 5 低入札価格調査と最低制限価格制度について

### (1) 低入札価格調査について

総合評価方式による工事及びWTO政府調達協定の適用対象工事の入札には、最低制限価格制度は適用されず、低入札価格調査制度が適用されますので、次のことに注意してください。

なお、詳細については県土整備部建設・不動産課の「建設工事等低入札価格調査実施要領」で確認してください。

ア 入札の結果、いずれかの入札者が調査基準価格を下回るときは、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施します。

なお、事後の事情聴取に協力しない者の入札は無効となります。

(参考) 調査基準価格の算定式

#### 【建設工事】

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接工事費の97%の額
- ・現場管理費の90%の額
- ・共通仮設費の90%の額
- ・一般管理費等の68%の額

ただし、その合計額が予定価格の92%以上の場合は92%、同じく75%に満たない場合は75%とします。

また、積算基準の適用の区分に応じ、直接工事費等の費目を読み替える場合がありますので、入札公告及び「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱い要領」を確認してください。

イ 低入札価格調査の実施者から指示があった低価格入札者は、開札の翌日から起算して5日目（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）の低入札価格調査の実施者が指定する時刻までに、指示された書類を作成し提出してください。

なお、規定の期限までに提出しない者は入札が無効となります。

ウ 低入札価格調査について失格判定基準に該当するか否かを決定したとき、又は低価格入札者全員が調査除外者となったときは、入札者全者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を「落札者」、失格判定基準に該当すると決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」とします。

(参考) 失格判定基準

○価格失格判定基準の算定式【建設工事に適用】

(1) 低入札価格調査制度が適用される工事の案件

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接工事費の75%の額
- ・現場管理費の70%の額
- ・共通仮設費の70%の額
- ・一般管理費等の30%の額

(2) 低入札価格調査制度が適用される工事のうち、予定価格1億円以上の案件

前述(1)の合計額の基準により失格とならない場合であっても、次に掲げるそれぞれの算定額のいずれか一つを下回る場合は、失格となります。

- ・直接工事費の75%の額
- ・現場管理費の70%の額
- ・共通仮設費の70%の額
- ・一般管理費等の30%の額

なお、工事の性質上、価格失格判定基準を定めないことがあります。

○価格失格判定基準以外の失格判定基準について【建設工事に適用】

価格以外の失格判定基準は大きく分けて以下の5項目です。

- 1 設計仕様等に適合しない場合
- 2 積算内訳書等算出根拠が適正でない場合
- 3 建設副産物の処理が適正でない場合
- 4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- 5 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合

エ 落札者を決定したときは、その結果について入札参加者全員に対して通知します。

オ 低入札調査を実施することとなった場合、入札参加者（辞退者・未入札者含む）には開札日の翌日（県の休日を含まない。）に電子入札システムにて入札経過の情報をお知らせします。

お知らせする内容は以下のとおりです。

- ①入札書記載金額
- ②辞退・無効・未入札の状況
- ③低入札対象・失格の状況
- ④予定価格超過の状況

低入札価格調査の詳細は、千葉県ホームページ中「県土整備部 低入札価格調査制度について（建設工事等）」で確認してください。

(URL) <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/teinyuusatsu/kensetsu.html>

## (2) 最低制限価格について

価格競争方式による工事（ただし、WTO政府調達協定の適用対象工事を除く）の入札については、最低制限価格制度が適用されます。

この制度の入札では、予定価格以下で最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低の価格の入札者を落札者とします。

また、最低制限価格未満の入札者は失格となります。

最低制限価格制度の詳細は、千葉県ホームページ中「最低制限価格制度」で確認してください。

(URL)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/saiteiseigen.html>

### (参考) 最低制限価格の算定式

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接工事費の97%の額
- ・現場管理費の90%の額
- ・共通仮設費の90%の額
- ・一般管理費等の68%の額

ただし、その合計額が予定価格の92%以上の場合は92%、同じく75%に満たない場合は75%とします。

また、積算基準の適用の区分に応じ、直接工事費等の費目を読み替える場合がありますので、入札公告及び「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱い要領」を確認してください。